



3 多 く ス 第 6 号
令和 3 年 4 月 2 0 日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市スポーツ推進審議会
会長 小林



多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について（答申）

令和 2 年 1 0 月 7 日に本審議会に諮問のありました多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について、審議会での議論を重ねた結果、別紙のとおり答申します。



多摩市体育施設に係る個別施設計画策定
に向けた基本的考え方について
(答申)

2021年(令和3年) 4月20日
多摩市スポーツ推進審議会

目 次

はじめに	1
1 現状の体育施設に関する課題	1
(1) 施設の老朽化	1
(2) 熱中症を未然に防止するための環境整備	1
(3) 施設の稼働率や収支状況	2
(4) 河川敷に設置されたスポーツ施設の在り方	4
(5) 施設利用されているスポーツ競技が限定的	4
(6) 駐車場台数の不足	4
(7) 少人数でスポーツが出来る場の不足	4
2 スポーツ施設全体の更新における基本方針	5
(1) 安心・安全な施設の整備	5
(2) 施設総量・規模の適正化	5
(3) 利用機会の拡大	5
3 個別施設における今後の方向性	6
(1) 野球場、球技場	6
(2) 陸上競技場	6
(3) 庭球場	6
(4) キャンプ練習場	6
4 附帯意見	6
(1) 総合体育館への空調設置について	6
(2) 公園駐車場の拡張及び有料化について	7
(3) 今後、施設の管理運営にあたり検討すべき事項	7
5 おわりに	8
資料1 諮問書	9
資料2 多摩市スポーツ推進審議会委員名簿	10
資料3 多摩市スポーツ推進審議会での審議経過	11

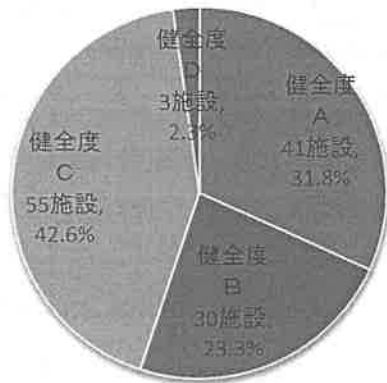
はじめに

本答申は、本審議会へ諮問のあった多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について、多摩市が実施した施設稼働率等の利用状況に関する分析資料、無作為市民アンケート結果、利用者アンケート結果、屋外スポーツを行う競技団体意見、ワークショップ結果等について報告を受けながら議論を行ってきたものであり、その結果を次のとおり取りまとめたものである。本答申を踏まえ、多摩市におけるスポーツ環境の向上が図られる計画が策定されることを期待する。

1 現状の体育施設に関する課題

(1) 施設の老朽化

多摩市が設置する屋外の体育施設の多くは多摩ニュータウン開発とあわせて昭和40年代後半から昭和50年代に設置されたものであり、設置から約40年が経過した現在、多くの施設では老朽化が進行している現状にある。多摩市が平成30年度に実施した屋外体育施設を対象とした健全度調査では、劣化が進行している施設（健全度C又はD）の割合が44.9%（図1）となっていた。さらには、調査結果において、重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは緊急補修が必要と判定された施設が3施設あった。利用者の安全を第一に考えた施設運営を考えた時、多摩市の体育施設における老朽化の状況は大きな課題となっている。



〔図1〕健全度調査結果

〔表1〕健全度判定の考え方

健全度	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(2) 熱中症を未然に防止するための環境整備

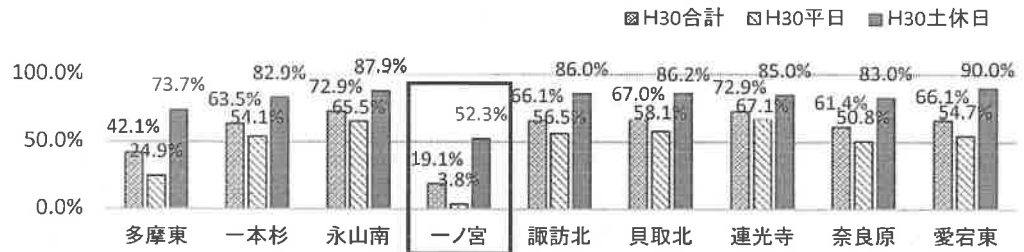
近年における夏の酷暑により、スポーツ活動中を含めて熱中症による被害が数多く発生している。「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（平成30年7月改訂公益財団法人日本スポーツ協会）によれば熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT）31℃以上では「運動は原則中止」とされており、環境省においても暑さ指数（WBGT）31℃以上では、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するよう注意喚起を行っている。

体育施設利用者は施設を予約しながらも熱中症の危険を回避するために、施設利用を中止せざるを得ないような状況も発生している。

(3) 施設の稼働率や収支状況

施設の利用状況について確認を行った結果、以下の点に課題があるものとする。

ア 一ノ宮公園庭球場は、稼働率が低い状況（図2）にあり、同じく一ノ宮公園内に設置される一ノ宮公園球技場については、利用における市内団体の占める割合が低い状況（図3）である。これは立地条件などの施設環境が原因の1つとして考えられる。

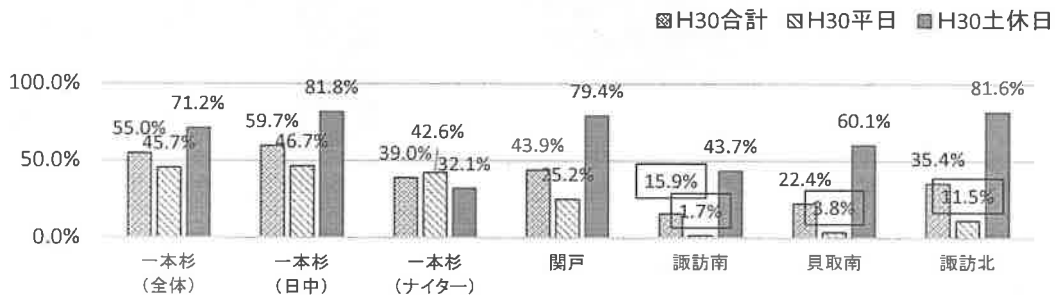


〔図2〕平成30年度庭球場稼働率

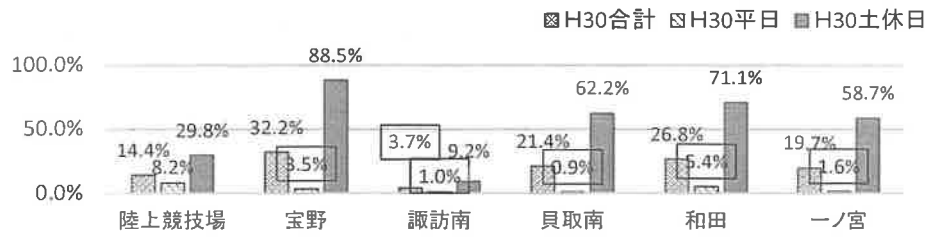


〔図3〕平成30年度市内団体市外団体別陸上競技場・球技場利用割合

イ 野球場及び球技場は、施設で実施可能な競技が野球、サッカーなど主に子どもから現役世代が行う団体スポーツであることから、諏訪南公園野球場、貝取南公園野球場、諏訪北公園野球場及び各球技場で平日の稼働率が低い状況（図4・5）にある。

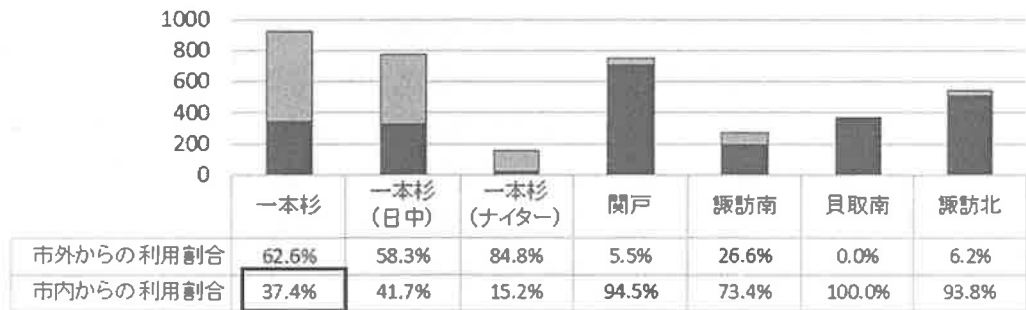


〔図4〕平成30年度野球場稼働率



〔図5〕平成30年度市内外別陸上競技場・球技場稼働率

一本杉公園野球場は、市内団体の利用が少ない状況（図6）にある。これは、大型のナイターやスコアボードなどを有した規模が大きい施設であり、利用料金が他の市内野球場に比較して高い設定となっていることから、法人利用が多くなっていることが原因であると考えられる。また、収支状況は他の野球場に比較して支出額が収入額を大きく上回っている。（図7）これは、グラウンド整備や光熱水費等の維持管理に係る支出が大きいことが原因であると考えられる。



〔図6〕平成30年度市内団体市外団体別野球場利用比率割合



〔図7〕平成30年度野球場収支額

ウ 諏訪南公園野球場兼球技場は、多摩市内にある体育施設としては、比較的広い面積を有しているが、他施設に比較して稼働率（図4・5）及び市内団体利用割合（図3）が低い状況にある。これは、駐車場台数が少ないことやフェンスの設置が施設の一部となっており安全性やグラウンドコンディションに課題があることなどが原因であると考えられる。

エ 大谷戸公園キャンプ練習場は、火を扱える場所が管理棟のかまどなど一部に

限定されており、現在のキャンプスタイルに合っていないことなど利便性に課題があるため、施設の稼働率が 11.0%と低い状況にある。また、当該施設は指定管理者制度導入施設として利用料金制が適用されているが、条例で定められた利用料金上限額内で運営した際に利用率の向上による収入増加を上回る管理費の増加が発生する状況となっている点も課題である。

(4) 河川敷に設置されたスポーツ施設の在り方

気候変動により、日本各地で毎年、台風をはじめとした暴風や豪雨などの被害がもたらされており、多摩市においても令和元年10月に襲来した台風19号により一ノ宮公園球技場及び庭球場が大きな被害を受けた。その復旧には多額の費用を要するとともに、施設利用を数ヶ月間にわたって休止しなくてはならなかった。地球温暖化により今後も同様の被害を受ける可能性は、否定できない。河川敷に設置された施設は、このような被害を受けることを想定しながら、今後の在り方を検討する必要がある。

(5) 施設利用されているスポーツ競技が限定的

市民が行うスポーツ競技は現在の体育施設設置後、大きく変化してきている。野球の競技実施率（全国データ）は1996年調査時7.8%から2018年調査時3.8%へと減少が続いている一方で、サッカーの競技実施率（全国データ）は1996年調査時2.3%から2018年調査時4.7%へと増加の傾向がみられる。また、多摩市の特徴として、テニスの競技実施率が2018年調査の全国データ3.7%に対して多摩市が6.4%と高い状況にある。このような変化や状況に対応した施設が必要であるが、多摩市が設置する体育施設では、利用できる競技が限定的になってしまっている。公共施設である体育施設は、より多くの市民にとって利用しやすいものでなければならない。

※全国データ：笹川スポーツ財団実施のスポーツ・ライフ・データにより集計

※多摩市データ：多摩市のスポーツ活動に関する意識調査

(6) 駐車場台数の不足

体育施設は全て公園内に設置されており、体育施設利用者は施設利用時に公園駐車場を利用している。多くの体育施設設置公園では駐車場台数が大きく不足しており、枠外駐車や路上駐車などの問題も発生しており、地域の住環境への影響なども懸念される課題である。公園駐車場は本審議会に諮問された対象施設とは異なるが、体育施設の管理運営に必要な施設であることから、体育施設に関連する課題であると考える。

(7) 少人数でスポーツが出来る場の不足

市民が行うスポーツは市民団体などでの団体活動はもちろんのこと、家族、友人同士、個人など、少人数でスポーツを実施する機会の確保も重要である。公共の場においては、ボールスポーツなどが禁止されている場所も多くあり、少人数でも安心して

スポーツが出来る場の提供は十分とは言えない状況にある。

2 スポーツ施設全体の更新における基本方針

(1) 安心・安全な施設の整備

- ア 定期的な施設の安全点検や劣化状況等から将来を予測して改修等を実施する予防保全型の施設管理を行い、事故の無い安全な施設とする必要がある。
- イ 利用者の声や安全点検結果で危険な状況が分かった施設は速やかな措置を行うことで安全の確保を図らなければならない。
- ウ 近年の猛暑日の増加を考慮し、熱中症を予防するため、自動販売機等の飲料水設備や日除け設備等の整備が必要である。また、利用者の安全を考慮した施設の貸出運用について検討が必要であり、スポーツ実施が困難な酷暑時の利用料金返還については、その運用方法を検討し、早急を実施する必要がある。
- エ バリアフリー対応により高齢者、障がい者を含めた全ての市民が安心して利用できる施設とすることが必要である。

(2) 施設総量・規模の適正化

- ア 財源に限られる中で、今後も継続的にスポーツの出来る環境を整備・維持していくためには、競技人口やニーズの変化を捉えながら、施設総量や規模の適正化を図っていくことが必要である。
- イ 利用率の低い施設や収支状況等に課題のある施設は、その原因に応じて必要な設備の見直しなどによる利用実態に見合った規模見直しや気軽に運動などが出来る場への用途変更等も含めた見直しの検討を行うことが必要である。

(3) 利用機会の拡大

- ア 現在のスポーツ施設を設置後、市民の行うスポーツ競技は大きく変化し、多様化してきている。現在の施設は限られた競技にのみ利用可能な施設となっていることから、より多くのスポーツ競技に対応していくことが必要である。
- イ 現在の野球場、球技場といった施設名称は、特定のスポーツ競技のみに対応した施設であるとの印象を与えてしまう。今後、多様なスポーツに対応した施設への見直しを行うことと同時に、施設名称については幅広いスポーツ競技が実施可能で、より多くの市民が利用できることを伝えることの出来る施設名称への変更を検討すべきである。
- ウ 現在の施設利用ルールは、団体のみ利用可能となっているが、施設を有効活用し、個人を含めたより多くの市民にスポーツを行う機会を提供していくためには、各施設の特性などを考慮したうえで、個人単位でも利用可能とする施設運営方法を検討する必要がある。

3 個別施設における今後の方向性

(1) 野球場、球技場

- ア 野球、サッカー、ソフトボールなど一部のスポーツ競技に対応するのではなく、より多くのスポーツ競技で利用可能とすることの検討が必要。あわせて施設名称の変更について検討が必要。
- イ 団体予約の入っていない時間帯などの個人を含めた少人数利用についても可能とすることについて検討が必要。
- ウ フェンス未設置により施設利用者や公園利用者の安全が確保できていない施設については、新たなフェンスの整備について検討が必要。特に諏訪南公園野球場兼球技場は、フェンス整備の検討が必要。
- エ 一本杉公園野球場は、必要な設備の見直しによる更新費・維持管理費の削減を図るとともに、市内団体が利用しやすい施設利用料金への見直しについて検討が必要。
- オ 一ノ宮公園球技場は、気候変動による豪雨被害を想定することが必要である。そのため、災害の影響を受けにくく、誰でも気軽に運動できる場への転用についての検討が必要。

(2) 陸上競技場

事業の実施や多摩市内の小中学校での利用などにより、より多くの市民に利用されるよう努めていくことが必要。

(3) 庭球場

一ノ宮公園庭球場は、気候変動による豪雨被害を想定することが必要である。そのため、災害の影響を受けにくく、誰でも気軽に運動できる多目的広場などへの転用を検討することが必要。

(4) キャンプ練習場

- ア 現在のキャンプスタイルに合った利用方法とするため、利用者が持参するキャンプ道具で火を扱えるようにするなど、利便性の向上を図ることが必要。
- イ 利用料金制による指定管理者へのインセンティブが適切に働くよう利用料金の上限額について見直しを検討するなど、利用料金収入と管理費とのバランスを図ることが必要。

4 附帯意見

(1) 総合体育館への空調設置について

体育施設の管理と更新において最も重要であると考えたのは「安全」であり、近年の酷暑による熱中症の危険性は先に述べたとおりである。このことは屋外に設置された体育施設だけではなく、屋内施設においても同様であり、令和元年度に改修工事が

実施された多摩市立武道館には新たに空調が設置され、夏においても安心して安全にスポーツを行う環境が整った。このことは単にスポーツ施設としての環境改善のみではなく、災害時における施設機能としても重要な役割を果たすものとする。一方で、多摩市立総合体育館については、空調が設置されていないことから、夏の利用において熱中症リスクを十分に低減することが出来ていない。今後、多摩市が設置する全てのスポーツ施設が安全な施設として管理運営されるためには、総合体育館への空調設置について検討を行うことが必要である。

(2) 公園駐車場の拡張及び有料化について

交通アクセスは、施設環境における重要な要素の1つであり、公共交通機関の他、自動車や自転車利用者においてもアクセスしやすい環境を整える必要がある。体育施設は全て公園内に設置されているが、駐車場台数は大きく不足している現状にある。そのため、公園駐車場の拡充と有料化は、早急に検討を進める必要がある。公園駐車場の改善については、体育施設も含めた公園全体を有効に市民利用してもらうことにも資するものである。

(3) 今後、施設の管理運営にあたり検討すべき事項

ア 庭球場の早朝枠

多摩市が実施した利用者アンケート結果を確認すると庭球場利用者の施設を利用したい時間帯について、土日の早朝（6時から8時）との回答が13.2%と、土日のナイター時間帯（11.8%）を超える回答があった。また、早朝利用は夏の熱中症対策としても有効であると考えられる。現在、早朝利用可能な施設は、一ノ宮公園庭球場のみに限定されていることから他の庭球場においても早朝枠実施の検討を行う必要がある。

一方で、庭球場早朝利用については、一本杉公園庭球場、貝取北公園庭球場、連光寺公園庭球場、愛宕東公園庭球場の各庭球場においても実施されていたが、施設周辺の住環境への影響等から、平成28年度にこれを廃止した経緯がある。

以上のことから、庭球場早朝枠の検討にあたっては、周辺住環境への影響を十分考慮し実施可能か否かを検討する必要がある。

イ 施設利用のための登録方法

多摩市の野球場・球技場等を利用する際には、団体登録を行う必要があり、構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤であれば市内団体、その他の団体は市外団体として登録され、施設の予約にあたっては市内団体を優先している。この登録について、多摩市が実施した利用者アンケートの回答において、実際に活動している構成員は市外の者であるにも関わらず、市内団体として登録している団体があるとの指摘があった。利用実態と登録内容は一致する前提において、施設利用者に対して公平・公正にサービス提供出来るものであるから、団体登録の手続きの方法については、現在の手続きが適正であるかなどについて、検討が必要である。

ウ キャッシュレス決済

施設利用にあたっては公平性・公正性の確保を図るとともに、利用者にとって利便性の高いサービスを提供することで施設利用を促進していくことが重要である。体育施設利用時の利用料金支払いは窓口での現金支払いのみとなっているが、現在、様々な電子決済サービスが普及している。公共施設の利用料金支払いについても、利便性向上及びコロナ禍における新たな生活様式に対応したサービスを提供する観点から、キャッシュレス決済については研究すべき取り組みである。

5 おわりに

地域におけるスポーツの推進は、健康及び体力の保持増進、青少年の育成、地域コミュニティの醸成、健康で活力ある長寿社会の実現など、まちづくりにおいて重要不可欠なものであり、このことを実現していくために公共スポーツ施設が担う役割は重要なものである。

一方で、少子化・高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、社会インフラの老朽化など、不安定な社会環境の中で、今後の多摩市においては厳しい財政状況が続くことが想定される。そのような中であっても「安心・安全な施設の整備」、「施設総量・規模の適正化」、「利用機会の拡大」という3つの基本方針に沿ったスポーツ施設の更新と運営を着実に実施していくことで、地域スポーツの推進に寄与する環境の維持・向上を図っていかねばならない。今後、多摩市においては、本答申に基づき、着実に施設更新等の取り組みを進めるため、ロードマップを明確にすることでの見える化、具体化していくことを期待したい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」を実践し、中長期的に感染症対策と向き合う中で、運動不足による身体的、精神的な健康を脅かす健康二次被害も懸念されている。今、意識的にスポーツに取り組むことは、コロナ禍において健康の保持・増進やストレス解消などにも役立つものとなる。全ての人が安心、安全にスポーツ活動に取り組むためには、施設管理者のみならず施設利用者においても施設や用具の消毒、競技別ガイドラインの遵守など、適切な感染症予防対策に取り組むことが求められる。

スポーツ活動には多くの人々が参画している。競技者、指導者、観戦者、ボランティア、施設管理者など、全ての人々が互いに協力し、スポーツを通じて、多摩市が「みんなが笑顔」であり続けるため、本答申がその一助となれば幸いである。

資料1 諮問書

2 多くス第105号
令和2年10月7日

多摩市スポーツ推進審議会
会長 小林 勉 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について（諮問）

多摩市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について、諮問します。

記

1 諮問事項

多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について

2 諮問理由

市では、貴審議会より原案を答申いただき、2020年（令和2年）1月に多摩市スポーツ推進計画を策定しました。多摩市スポーツ推進計画では、今後のスポーツ施設の有効活用について、多様な視点を踏まえながら、多くの市民がスポーツに親しめる施設を維持していくため、計画的に施設の更新・充実を図っていくことを規定したところです。

一方で、公共施設を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子化・高齢化が進行し、厳しい財政状況が続く中で、スポーツ施設を含めた多摩市全体の公共施設の多くが更新の時期を迎えており、次世代に過度な負担を負わずことなく、計画的な管理を行わなければなりません。また、気候変動の影響により熱中症リスクが増大するとともに集中豪雨による被害が毎年、日本各地で発生しています。このような環境変化がスポーツ施設に与える影響も大きくなっています。

以上のような状況を踏まえ、屋外スポーツを行う場である多摩市体育施設等を対象とした個別施設計画を策定するにあたっての基本的考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

3 ご意見いただきたい基本的考え方

- (1) 現状の体育施設に関する課題
- (2) スポーツ施設全体の更新における基本方針
- (3) 個別施設における今後の方向性

資料2 多摩市スポーツ推進審議会委員名簿

選 任 区 分		氏 名
学識経験者 (2人以内)	中央大学総合政策学部教授	◎小林 勉
	国士舘大学体育学部 こどもスポーツ教育学科准教授	○永吉 英記
スポーツ関係者 (3人以内)	一般財団法人多摩市体育協会	岡本 健
	一般財団法人多摩市体育協会	西田 英子
	多摩市スポーツ推進委員協議会	鈴木 奨
学校教育関係者 (2人以内)	多摩市立小学校校長会 多摩第一小学校長	岡 芳弘
	多摩市立中学校校長会 多摩永山中学校長	齋藤 裕
障がい者団体関係者 又は障がい者スポーツ 関係者(1人以内)	東京ヴェルディ(株) 普及部 普及グループ コーチ	中村 一昭
公募市民 (2人以内)		角田 二奈
		若月 寛子

◎会長

○職務代理

資料3 多摩市スポーツ推進審議会での審議経過

期日	審議事項
令和2年10月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた基本的考え方について（諮問） 2. 多摩市の公共スポーツ施設について 3. 多摩市の屋外スポーツ施設における施設健全度の状況について 4. 多摩市の屋外スポーツ施設に関する現況分析について 5. 気候変動のスポーツ施設に与える影響について
令和2年11月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市の屋外スポーツ施設等配置状況について 2. 学校開放・学校跡地利用の状況について 3. 競技団体ヒアリング結果 4. 競技別スポーツ人口の状況 5. 都内26市スポーツ施設数比較
令和3年1月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多摩市体育施設更新に関する基本方針について 2. 市民ワークショップの実施結果および無作為市民・利用者アンケート、障害者アンケート結果と検討事項について 3. 個別施設における今後の方向性（案）
令和3年2月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 答申案について

